

糸魚川市入園選考基準

1 選考方法

保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定します。
なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。

2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	基準点
就労	月140時間以上(1日あたり7時間以上の勤務)	10
	月120時間以上(1日あたり6時間以上7時間未満勤務)	8
	月80時間以上(1日あたり4時間以上6時間未満勤務)	5
	月64時間以上(1日あたり3.2時間以上4時間未満勤務)	3
妊娠・出産	産前6週、産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	10
疾病	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10
	その他の疾病(診断書等により保育の実施を必要とされるもの)	5
障害	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている	10
	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	5
	要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	3
親族の介護・看護	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10
	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている親族を介護・看護している	10
	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている親族を介護・看護している	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている親族を介護・看護している	5
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	3
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	10
求職活動	ひとり親	2
	ひとり親以外	1
就学	月140時間以上就学	10
	月120時間以上就学	8
	月80時間以上就学	5
	月64時間以上就学	3
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	10
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	2
その他	上記に類する状態として認められるもの	1~10

3 調整項目

家庭の状況	調整点
ひとり親世帯である	6
生活保護世帯である	
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている	
父母のどちらかが単身赴任している	
父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)	3
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している	
事業所内保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	
保育料の滞納がある	-5
その他(上記に類する状態として認められるもの)	-5~6

4 合計点数が並んだ場合に考慮する事項

項 目	
当初の入園希望が上位の園のものを優先	+
養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯	+
希望する保育所等が就学予定の小学校区にある	+
保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がない世帯	+
就労していない65歳未満の同居親族がいる	-